

2021年 6月 9日

No. 543



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



節税保険の規制 会社の譲渡損失計上は不可に

国税庁は本年5月28日まで、生命保険の「名義変更プラン」の節税効果を規制する所得税の基本通達の改正案に対するパブリック・コメントを募集していました。改正案は所得税法上の取り扱いを見直すものですが、個人に名義を譲渡する法人の税務処理も変わることになるので確認しておきましょう。

見直しの対象となるのは「逡増定期保険」の税務処理です。同保険は契約から一定年数を経過したタイミングで解約時返戻金が急激に増加します。この特徴を生かして、解約返戻金の額が跳ね上がる直前に名義を会社から経営者個人に変更することで、節税が可能となります。税務上は、会社から経営者に保険契約の権利が移転した時点の解約返戻金相当額が経営者の利益となり、低い解約返戻金額を基に納税額を計算できるためです。その後解約時返戻金の額が上がれば、少額の納税額で高額な解約返戻金を手にすることが可能となります。

しかし本年7月1日以降の名義変更については、譲渡時の解約返戻金の額が支給時の資産計上額の70%未満の保険は支給時の資産計上額で評価することになります。すなわち、譲渡時の解約返戻金等の額ではなく、法人が資産として計上している保険契約の金額を基に個人の納税が決まる仕組みに変更されることとなります。

この見直しに伴い、法人についても税務処理が変わることになります。これまでは名義変更時の解約返戻金相当額と、保険契約の原価となる既契約の資産計上額とで差額がある場合には、法人で大きな損失が発生したことになり、大きな損金が生じ、法人所得を圧縮することが可能でした。しかし今後は、法人が資産として計上している金額での個人への譲渡となるため、差額分の損失を計上することはできなくなります。